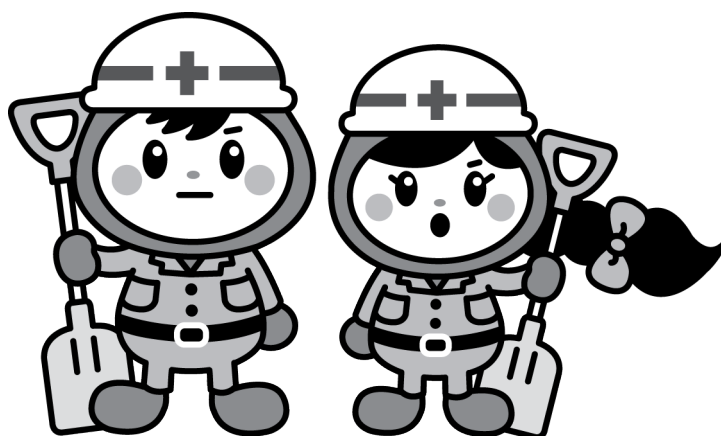


富士見市開発行為等指導要綱

令和4年4月



富士見市のマスコットキャラクター「ふわっぴー」

富士見市

富士見市開発行為等指導要綱

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 公共施設等の整備基準（第5条—第14条）
- 第3章 公共施設等の管理及び占用（第15条—第17条）
- 第4章 一般的事項（第18条—第30条）
- 第5章 雑則（第31条・第32条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、本市における開発行為等の指導に関し必要な事項を定めることにより、事業者に対し、無秩序な開発の防止及び良好な都市環境の形成について理解と協力を要請するとともに、公共施設及び公益的施設（以下「公共施設等」という。）の整備促進を図り、もって安全で快適な住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 開発行為 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。
- （2） 建築行為 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築を行う行為をいう。
- （3） 開発行為等 開発行為及び建築行為をいう。
- （4） 事業者 開発行為等を行う者をいう。
- （5） 開発区域 開発行為等を行う区域をいう。
- （6） 土地区画整理施行区域 換地処分の日又は仮換地が指定された日以降の土地区画整理事業区域及び土地区画整理事業が完了した区域をいう。
- （7） 中高層建築物 埼玉県中高層建築物の建築に係る指導等に関する要綱（昭和

53年10月7日施行) 第2に規定する建築物をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、市内において行う全ての開発行為等に適用する。

(事前協議)

第4条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる開発行為等（公共事業に係るものを除く。）を行おうとするときは、都市計画法に基づく開発許可申請又は建築基準法に基づく確認申請を行う前に、開発行為等事前協議申請書（様式第1号）に、事業計画書（様式第2号）及び別表第1に掲げる書類を添えて市長に提出し、この要綱に定める事項について協議を行い、審査を受けるものとする。

(1) 開発面積又は敷地面積が500平方メートル（土地区画整理施行区域内にあっては1,000平方メートル）以上の開発行為等（自己の居住の用に供する建築物（店舗及び事務所と併用する住宅で住宅以外の部分の床面積が50平方メートル以内で、かつ、延べ面積の2分の1以内のものを含む。次号において同じ。）の敷地については、除くものとする。）。

(2) 地上3階以上の建築物又は高さが10メートルを超える建築物の開発行為等（自己の居住の用に供する建築物については、除くものとする。）。

(3) 店舗面積が500平方メートル以上の小売店舗における開発行為等

(4) その他市長が特に必要と認める開発行為等

2 市長は、事業者との協議及び審査が終了したときは、その審査結果を当該事業者が開発行為等事前協議回答書（様式第3号）により回答するものとする。この場合において、事前協議の有効期間は、回答した日から1年とする。

第2章 公共施設等の整備基準

(道路の整備基準)

第5条 道路の整備に関する基準は、次に定めるところによる。

(1) 開発行為等によって生じた道路は事業者の負担において舗装及び排水施設を整備した上で、市に無償で提供するものとする（富士見市私道寄附採納要綱（平成31年告示第75号）の規定に適合するものに限る。）。

(2) 開発区域内の主要道路は、開発区域の先端まで計画し、その後の開発において通り抜けが可能となるよう努めるものとする。

- (3) 開発区域内の幹線道路は、開発区域外の幅員が6.0メートル以上の道路に接続するものとする（周囲の状況により安全上支障がないと認められる場合を除く。）。
- (4) 開発区域が市道に接している場合は、道路整備計画に基づき、道路の中心線からの水平距離が2.40メートル又は3.00メートルの線を分筆した上で、市に無償で提供するものとする。
- (5) 開発区域が接する道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所に接する場合は、角地の隅角を挟む辺の長さが2.0メートル以上の二等辺三角形の部分を道路に含むすみ切りとするものとする（土地及び周囲の状況によりやむを得ないと認められる場合又はその必要がないと認められる場合を除く。）。
- (6) 一般道路の構造に関する基準は別表第2に定める技術基準によるものとし、その詳細については所管課と協議するものとする。
- (7) 道路の区域内には、原則として電柱等の施設を設置しないものとする。
- (8) 道路の崩壊防止上かつ交通安全上、道路の法敷には、防護柵等を設置するものとする。

(平31告示75・一部改正)

(公園等の整備基準)

第6条 公園、緑地及び広場（以下「公園等」という。）の整備に関する基準は、次に定めるところによる。

- (1) 開発区域（土地区画整理施行区域を除く。）の面積が1,000平方メートル以上の開発行為を行う場合は、その面積から公共の用に供される部分の面積を除いた面積の3パーセント以上を空地又は緑地として整備するよう努めるものとする。
- (2) 開発区域の面積が3,000平方メートル以上の開発行為を行う場合は、都市計画法に基づき公園等を造成整備した上で、市に無償で提供するものとする。
- (3) 公園等の位置並びに植栽、遊戯施設及び便益施設の設置については、所管課と協議の上で整備するものとする。

- (4) 敷地面積が1,000平方メートル以上の工場、作業所又は研究所施設を建築する場合は、敷地面積の20パーセント以上の植栽地を設け、かつ、10平方メートル当たりにつき高木1本以上、又は20平方メートル当たりにつき高木1本以上及び低木20本以上を基準として植栽するよう努めるものとする。
- (5) 囲障等を設ける場合は、植栽等により市内の緑化推進に協力するとともに、安全上かつ防災上の観点から、できる限りブロック塀等の設置を避けるよう努めるものとする。
- (6) 事務所、店舗、共同住宅又は長屋を建築する場合は、緑地の確保及び気温上昇の抑制に努めるため、屋上又はベランダにおいて、できる限り地被類、樹木等による緑化に努めるものとする。
- (7) 公園等の設置に関する基準は、別表第2に定める技術基準によるものとする。

(水道施設の整備基準)

第7条 水道施設の整備に関する基準は、次に定めるところによる。

- (1) 開発行為等により新規に給水管等の水道施設を設置する場合は、設置者の負担において整備するものとする。
- (2) 配水管、連合管等の水道施設を設置する場合は、施設計画等において富士見市水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第17号）第3条第2項に規定する管理者の審査を受けるものとし、しゅん工検査後、当該管理者に無償で提供するものとする。
- (3) 特殊集合住宅において、受水槽、増圧ポンプ等の設備以下の各戸メーター、集中検針盤等の附属する設備を新規に設置する場合は、設置者の負担において整備するものとし、その後の維持管理を図るため、立会検査後、それらの所有権を市に移転するものとする。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、水道施設の整備に関する基準は、水道法（昭和32年法律第177号）、富士見市水道事業給水条例（昭和62年条例第8号）及び各企業管理規程に定めるところによるものとする。

(河川、農業用排水路及び下水道施設の整備基準)

第8条 河川、農業用排水路及び下水道施設の整備に関する基準は、次に定めるところ

ろによる。

- (1) 開発行為等により河川、農業用排水路等に下水を放流しようとする場合は、放流先の河川等の管理者の同意を得た上で所管課と協議を行うとともに、工事の施行に当っては、その指示に従って整備するものとする。
- (2) 排水路の整備は、事業者の負担において排水が可能な地点まで施行するものとする。
- (3) 雨水処理は、新河岸川流域総合治水計画に基づき、開発面積に相当する雨水流出抑制対策を事業者の責任において行うものとする。
- (4) 排水施設の整備は、市の公共下水道事業計画に基づき、所管課と協議の上で施行するものとする。
- (5) 既設の一般下水管に接続する場合は、富士見市下水道施設事業分担金条例(昭和43年条例第28号)に規定する分担金を納入するものとする。
- (6) 排水計画に関する基準は別表第2に定める技術基準によるものとし、その詳細については所管課と協議するものとする。

(学校の整備基準)

第9条 学校の整備に関する基準は、次に定めるところによる。

- (1) 計画戸数が1,000戸につき小学校1校分、2,000戸につき中学校1校分の用地の提供について市と協議するものとする。
- (2) 前号の規定による用地面積は、文部科学省が定める学校設置基準によるものとする。

(保育所等の整備基準)

第10条 大規模な開発を行う場合は、保育所、幼稚園、認定こども園及び児童館並びに交番、派出所等の保安施設並びに集会施設の用地の提供について市と協議するものとする。

(消防水利施設の整備基準)

第11条 開発区域内の消防水利施設については、入間東部地区事務組合と協議するものとする。

(ごみ集積所の整備基準)

第12条 ごみ集積所の整備に関する基準は、次に定めるところによる。

(1) 6戸以上の専用住宅を建築する事業者又は建築主は、ごみ集積所を設置するものとする(6戸未満の専用住宅の場合は、富士見市ごみ集積所要綱(平成17年告示第243号)第5条の規定によるものとする。)

(2) ごみ集積所を設置する場合は、所管課と協議するとともに、富士見市ごみ集積所要綱を遵守するものとする。

(安全施設の整備基準)

第13条 街路灯、カーブミラーその他の安全施設を設置する場合は、所管課と協議の上で事業者の負担において整備するものとする。

(防犯施設の整備基準)

第14条 防犯灯、防犯カメラその他の防犯施設を設置する場合は、所管課と協議の上で事業者の負担において整備するものとする。

第3章 公共施設等の管理及び占用

(管理)

第15条 公共施設等の管理に伴う引渡しは、原則として工事完了検査の公告の日から6か月後(配水管にあつては1年後)とする。この場合において、清掃並びに損傷箇所の整備及び補修を完全に行った上で、立会検査後、市に引き渡すものとする。

2 前項の引渡しの際は、公共施設等引渡書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

3 事業者が管理する公共施設又は共用施設がある場合で将来買受者に移管するものについては、譲渡の際、その維持管理の義務を文書で周知するとともに、その写しを市長に提出するものとする。

4 開発行為等の工事により既存の市道を破損した場合は一般の通行に支障がないよう事業者の負担において速やかに復旧するものとし、その復旧方法については所管課と協議の上で実施するものとする。

(占用)

第16条 占用物件の取扱いは、富士見市道路占用料条例(昭和43年条例第8号)、富士見市公共物管理条例(平成16年条例第30号)及び富士見市準用河川占用料等徴収条例(平成16年条例第31号)に定めるところによるものとする。

(用途変更等)

第17条 市に帰属する公共施設等（用地を含む。）で必要と認めるものは、市がその用途を変更し、又は処分することができるものとする。

第4章 一般的事項

（一区画の面積）

第18条 開発区域内における一区画の敷地面積は、100平方メートル以上とする。ただし、地区計画等において敷地面積の最低限度を定めている場合は、当該最低限度以上の敷地面積とする。

2 一区画内には、駐車のための必要な用地を確保するものとする。

3 事前協議と異なる区画の変更は、原則として認めないものとする。

（中高層建築物の建築）

第19条 中高層建築物の建築を行う場合は、埼玉県中高層建築物の建築に係る指導等に関する要綱に定めるところによるものとする。

（小規模住戸形式集合住宅の建築）

第20条 小規模住戸形式集合住宅の建築を行う場合は、富士見市小規模住戸形式集合住宅に関する指導要綱（昭和62年告示第138号）に定めるところによるものとする。

（日照への配慮）

第21条 中高層建築物の事業者は、事業地周辺の建築物等の日照が確保されるよう十分配慮するとともに、直接影響を受けることとなる建築物等の所有者及び居住者と協議し、紛争が生じないように努めるものとする。

（電波障害の調査等）

第22条 事業者は、建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）の高さが10メートルを超える場合は、原則としてテレビジョン放送の電波の受信障害（以下「電波障害」という。）に関する予測調査を行うものとする。

2 事業者は、建築物等による電波障害が生じることが予測されるとき、又は現に生じたときは、電波障害を解消するために必要な措置を講じるものとする。

3 事業者は、建築物等による電波障害を解消するための対策を講じたときは、所管課に対策の結果を報告するものとする。

（生活環境への配慮）

第23条 事業者は、開発行為等による騒音、振動等の開発区域周辺の生活環境に及ぼす影響を最小限にとどめるため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(駐車施設の設置)

第24条 自転車及び自動車の駐車需要を生じさせる施設を目的とする開発行為等の事業者は、駐車のための必要な施設を設けるものとする。

2 第4条の事前協議の対象となる共同住宅及び長屋における自動車駐車場並びに自転車駐車場のための施設の設置に関する基準は、別表第2に定める技術基準によるものとする。

(福祉環境の整備)

第25条 事業者は、高齢者、障害者等が支障なく利用することができるよう、福祉環境の整備に努めるものとする。

(優先入居等への配慮)

第26条 公的機関が造成する団地については、市長と協議の上で、市民の優先入居及び優先分譲について特別に配慮するものとする。

(住宅性能表示制度の活用)

第27条 住宅供給者は、住宅の品質の向上及び住宅建築に伴うトラブル等の防止を図り、かつ、安心することができる住まいづくりを進めるため、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく住宅の性能表示制度を活用するよう努めるものとする。

(地区計画等の活用)

第28条 大規模な開発を行う場合は、環境の保全及び利便性の向上を図るため、地区計画、建築協定等を活用するものとする。

(文化財の保護)

第29条 事業者は、開発行為等の区域内及び周辺地域に埋蔵文化財包蔵地又は指定文化財が存する場合は、富士見市教育委員会と事前に協議の上で必要な措置を講じなければならない。

2 開発行為等の工事の施行中に埋蔵文化財を発見した場合は、その現状を変更することなく、直ちに富士見市教育委員会に届け出るとともに、その指示に従って必要な措置を講じなければならない。

(関係機関との協議)

第30条 電気、ガス等の設備を要する開発行為等は、関係機関と事前に協議するものとする。

第5章 雑則

(必要な措置)

第31条 市長は、第4条の事前協議と異なる開発行為等を行う事業者に対し、必要な措置を講ずることができるものとする。

(その他)

第32条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

| 項 | 事前協議添付書類 |
|----|--|
| 1 | 開発行為等事前協議申請書の副本（事前協議添付書類を含む。） |
| 2 | 事業計画書 |
| 3 | 委任状（代理人がいる場合に限る。） |
| 4 | 公図の写し（土地区画整理施行区域内にあっては仮換地指定図の写し） |
| 5 | 求積図 |
| 6 | 現況図 |
| 7 | 案内図 |
| 8 | 土地利用計画図 |
| 9 | 建物各階平面図 |
| 10 | 建物立面図（2面以上） |
| 11 | 建物断面図（2面以上） |
| 12 | 給水及び排水の計画図 |
| 13 | 緑化計画の平面図 |
| 14 | 駐車計画又は駐輪計画の平面図 |
| 15 | 造成計画平面図及び造成計画断面図（造成を伴う場合に限る。） |
| 16 | 日影図（建築基準法第56条の2第1項の規定による高さの規制を受ける建築物の場合に限る。） |
| 17 | 電波障害並びに工事中の騒音、振動等における確約書 |
| 18 | 土地の登記事項証明書（土地区画整理施行区域内にあっては仮換地証明書の写し） |
| 19 | 道路横断面図 |
| 20 | 排水施設の構造図 |
| 21 | 道路及び排水施設の計画縦断面図 |
| 22 | ごみ集積所の平面図及び立面図 |
| 23 | その他市長が必要と認める書類 |

別表第2（第5条、第6条、第8条、第24条関係）

| 区分 | 技術基準 | | | | | | | | | |
|------------------------|---|--|---------|--------------|------------------------|-----------------------------|------------------|---|-------------------|---|
| 道路構造基準 | <p>1 道路は、原則としてアスファルト舗装又はコンクリート舗装とする。</p> <p>2 曲率半径は幅員の10倍以上とし、横断勾配は1.5～2.0パーセントとし、縦断勾配は9パーセント以下を原則とし、9パーセントを超える場合は、所管課と協議の上で決定する。</p> <p>3 アスファルト舗装は、次の基準のとおりとする。</p> <p>(1) 路床（舗装（表層、基層、上層路盤及び下層路盤の部分を含む。）の下の厚さが1.0メートルの土の部分を含む。）は、舗装の厚さを決定する基礎となるため、所管課と協議すること。</p> <p>(2) 舗装は、次の基準のとおりとすること。</p> <p>ア 下層路盤は切込砕石又は再生切込砕石とし、最大粒径が40ミリメートル以下で修正CBRが30パーセント以上の材料を有し、一層仕上り厚は20センチメートル以下とすること。</p> <p>イ 上層路盤は粒調砕石とし、最大粒径が30ミリメートル以下で修正CBRが80パーセント以上の材料を有し、一層仕上り厚は15センチメートル以下とすること。</p> | | | | | | | | | |
| 公園等設置基準 | <p>1 公園等の設置に関する基準は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="357 1368 1366 1995"> <thead> <tr> <th data-bbox="357 1368 687 1435">開発区域の面積</th> <th data-bbox="687 1368 1366 1435">公園等の設置に関する基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="357 1435 687 1559">0.3ヘクタール以上 1ヘクタール未満</td> <td data-bbox="687 1435 1366 1559">公園等の面積の合計を開発面積の3パーセント以上とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="357 1559 687 1809">1ヘクタール以上5ヘクタール未満</td> <td data-bbox="687 1559 1366 1809">(1) 公園等の面積の合計を開発面積の3パーセント以上とすること。 (2) 原則として面積が300平方メートル以上の公園等を1箇所以上設置すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="357 1809 687 1991">5ヘクタール以上20ヘクタール未満</td> <td data-bbox="687 1809 1366 1991">(1) 公園等の面積の合計を開発面積の3パーセント以上とすること。 (2) 公園等1箇所当たりの面積が300平方</td> </tr> </tbody> </table> | | 開発区域の面積 | 公園等の設置に関する基準 | 0.3ヘクタール以上 1ヘクタール未満 | 公園等の面積の合計を開発面積の3パーセント以上とする。 | 1ヘクタール以上5ヘクタール未満 | (1) 公園等の面積の合計を開発面積の3パーセント以上とすること。 (2) 原則として面積が300平方メートル以上の公園等を1箇所以上設置すること。 | 5ヘクタール以上20ヘクタール未満 | (1) 公園等の面積の合計を開発面積の3パーセント以上とすること。 (2) 公園等1箇所当たりの面積が300平方 |
| 開発区域の面積 | 公園等の設置に関する基準 | | | | | | | | | |
| 0.3ヘクタール以上 1ヘクタール未満 | 公園等の面積の合計を開発面積の3パーセント以上とする。 | | | | | | | | | |
| 1ヘクタール以上5ヘクタール未満 | (1) 公園等の面積の合計を開発面積の3パーセント以上とすること。 (2) 原則として面積が300平方メートル以上の公園等を1箇所以上設置すること。 | | | | | | | | | |
| 5ヘクタール以上20ヘクタール未満 | (1) 公園等の面積の合計を開発面積の3パーセント以上とすること。 (2) 公園等1箇所当たりの面積が300平方 | | | | | | | | | |

| | |
|-----------|--|
| | <p>メートル以上の規模とすること。</p> <p>(3) 面積が1,000平方メートル以上の公園等を1箇所以上設置すること。</p> |
| 20ヘクタール以上 | <p>(1) 公園等の面積の合計を開発面積の3パーセント以上とすること。</p> <p>(2) 原則として公園等1箇所当たりの面積が1,000平方メートル（やむを得ない場合にあつては300平方メートル）以上の規模とすること。</p> <p>(3) 面積が1,000平方メートル以上の公園等を2箇所以上設置すること。</p> |
| | <p>2 前項の基準を設計実務に適用する場合は、次に掲げる事項に留意する。</p> <p>(1) 公園等の配置は、誘致距離が適切で、かつ、利用者が自動車交通の頻繁な道路を平面的に横断しないで利用することができるようにすること。</p> <p>(2) 高压線下は、原則として公園等にしないこと（やむを得ない場合において高压線下を利用するときは、当該高压線下の外側に相当な幅を確保すること。）。</p> <p>(3) 公園等に供する土地が斜面である場合は、その傾斜が16度を超えないこと。</p> <p>(4) 公園等の形状は、有効に利用し得る形状を保つこと。</p> <p>(5) 緑地に供する土地は、その傾斜が30度を超えないこと。</p> <p>(6) 公園等は、原則として周囲が道路によって囲まれていること。</p> <p>(7) 公園等には、雨水等を有効に排水するための適当な施設を設けること。</p> <p>(8) 公園等が鉄道、自動車等交通量の多い道路に接する場合は、柵、塀等の利用者の安全を図る措置を講じること。</p> |
| 排水計画基準 | <p>1 下水道施設は、開発区域の規模、地形、降雨量、予定建築物の用途等から想定される雨水及び汚水を有効に排水することができる能力を持つ構造</p> |

| | <p>とする。</p> <p>2 下水道施設は、放流先の排水能力、利水の状況等を勘案して雨水及び汚水を有効かつ適切に排出することができる開発区域内外の排水施設等に接続されるものとする。</p> <p>3 下水道施設は、他の工作物等の維持管理上支障のない場所に設置する。</p> <p>4 雨水管渠及び汚水管渠の勾配は、特別の事情がある場合を除き、市の公共下水道事業計画等に準ずるものとする。</p> <p>5 吐口は、放流によって流出先の河川、水路等の護岸及び河床を損なわない構造とする。</p> <p>6 雨水の流出抑制施設の抑制量の基準は、開発面積1ヘクタール当たり500立方メートル以上とする。</p> <p>7 廃液及び廃水の処理は浄化処理施設を通じて放流されるものとし、放流することができる水質は水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及び埼玉県生活環境保全条例（平成13年埼玉県条例第57号）に定める水質とする。</p> <p>8 公共下水道処理区域外で家庭雑排水等を一般下水管等に排出する場合は、きょう雑物の除去又は排水処理のための施設を設けること。</p> | | | | | | |
|-----------------|---|---------------|----|-------------|----------|------------|---------------|
| <p>駐車施設設置基準</p> | <p>1 共同住宅及び長屋における自動車駐車場の設置に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 住戸数に0.5を乗じた数以上の駐車台数を確保するものとする（計算上1台に満たない端数は、切り上げるものとする。）。</p> <p>(2) 原則として敷地内に設置すること（やむを得ないと認める場合は、近接地に設置を認めるものとする。）。</p> <p>2 自転車駐車場は、次の表に掲げる用途に応じ、同表に掲げる駐車台数以上を有するものとする。ただし、計算上1台に満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="359 1863 1367 1989"> <thead> <tr> <th data-bbox="359 1863 625 1928">用途</th> <th data-bbox="625 1863 948 1928">規模</th> <th data-bbox="948 1863 1367 1928">自転車駐車場の駐車台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="359 1928 625 1989">百貨店、スーパー</td> <td data-bbox="625 1928 948 1989">店舗の売場面積が50</td> <td data-bbox="948 1928 1367 1989">新築に係る店舗面積20平方</td> </tr> </tbody> </table> | 用途 | 規模 | 自転車駐車場の駐車台数 | 百貨店、スーパー | 店舗の売場面積が50 | 新築に係る店舗面積20平方 |
| 用途 | 規模 | 自転車駐車場の駐車台数 | | | | | |
| 百貨店、スーパー | 店舗の売場面積が50 | 新築に係る店舗面積20平方 | | | | | |

| | | |
|------------|----------------------|----------------------------|
| マーケット等の小売業 | 0平方メートルを超えるもの | メートルごとに駐車台数1台 |
| 銀行等の金融機関 | 店舗面積が500平方メートルを超えるもの | 新築に係る店舗面積25平方メートルごとに駐車台数1台 |
| 遊戯場 | 店舗面積が300平方メートルを超えるもの | 新築に係る店舗面積15平方メートルごとに駐車台数1台 |
| 事務所、工場 | | 従業員数の1/2以上の台数 |
| 共同住宅及び長屋 | | 計画戸数分の台数 |

様式第1号（第4条関係）

開発行為等事前協議申請書

年 月 日

（宛先） 富士見市長

| | | |
|------|-----|-------|
| 申請者 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| | TEL | (担当者) |
| 設計者 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| | TEL | (担当者) |
| 事業施工 | 住 所 | |
| 予定者 | 氏 名 | |
| | TEL | (担当者) |

富士見市開発行為等指導要綱第4条の規定により事前協議を行いたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

関係書類

- 1 事業計画書（様式第2号）
- 2 富士見市開発行為等指導要綱別表第1に掲げる書類

様式第2号（第4条関係）

事業計画書

| | | | |
|------------|---|---|---|
| 申請地地名地番 | 富士見市 | | |
| 開発等面積 | m ² | 地目 | 田畑山林宅地その他 |
| 用途地域 | 地域 | <input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 | |
| 前面道路 | <input type="checkbox"/> 国道 <input type="checkbox"/> 県道 <input type="checkbox"/> 市道 <input type="checkbox"/> 私道（幅員 m） | | |
| 道路採納（帰属）予定 | 道路後退部分 | | m ² |
| | 道路新設部分 | | m ² （幅員 m） |
| 建築物の用途 | | 販売方法 | <input type="checkbox"/> 分譲 <input type="checkbox"/> 賃貸 |
| 計画戸数 | 戸（区画） | | |
| 又は区画数 | 最大区画面積 | m ² | 最小区画面積 m ² |
| 建ぺい率 | % | 容積率 | % |
| 建築物の構造 | 造 | 階数 | 地上階地下階 |
| 最高の高さ | m | 延べ床面積 | m ² |
| 建築面積 | m ² | 容積対象床面 | m ² |
| 各階の床面積 | ----- | | |
| | ----- | | |
| | ----- | | |
| | ----- | | |
| 駐車台数 | 台 m ² | 駐輪台数 | 台 |
| 公園等面積 | m ² | | % |
| 排水処理方法 | 汚水 | | |
| | 雑排水 | | |
| | 雨水 | | |
| 備考 | | | |

様式第3号（第4条関係）

開発行為等事前協議回答書

第 号
年 月 日

様

富士見市長



富士見市 地内の開発（建築）行為については、事前協議による審査が終わりましたので、富士見市開発行為等指導要綱第4条第2項の規定により、下記のとおり回答します。

なお、この回答書の有効期間は、回答した日から1年間とします。

記

附記条件

様式第4号（第15条関係）

公共施設等引渡書

年 月 日

（宛先）富士見市長

事業者 住 所
氏 名
TEL

富士見市開発行為等指導要綱第15条の規定により、下記のとおり公共施設等を引き渡します。

記

関係書類

事前協議担当課一覧

| | 協議事項 | 担当課 |
|---|---------------------|-------------------|
| 1 | 総合計画に関すること | 政策財務部政策企画課 |
| 2 | 都市計画に関すること | 都市整備部都市計画課 |
| 3 | 公園、緑地等に関すること | 〃 |
| 4 | 鶴瀬駅西口土地区画整理事業に関すること | 鶴瀬駅周辺地区整備事務所（西口G） |
| 5 | 鶴瀬駅東口土地区画整理事業に関すること | 鶴瀬駅周辺地区整備事務所（東口G） |
| 6 | 道路の構造及び雨水処理等に関すること | 建設部道路治水課 |
| 7 | 道路の幅員及び水路等に関すること | 〃 |
| 8 | 建築及び開発に関すること | 建設部建築指導課 |
| 9 | 下水道に関すること | 〃 下水道課 |
| 10 | 水道に関すること | 〃 水道課 |
| 11 | ごみ、公害及び電波障害等に関すること | 経済環境部環境課 |
| 12 | 防災、防犯に関すること | 危機管理課 |
| 13 | 商業、工業に関すること | 経済環境部産業経済課 |
| 14 | 農振農用地除外等に関すること | 〃 農業振興課 |
| 15 | 農地転用に関すること | 〃 農業振興課 |
| 16 | 文化財保護に関すること | 教育委員会生涯学習課 |
| 17 | 消防水利施設に関すること | 入間東部地区事務組合 |
| <p>○ 富士見市役所建設部建築指導課（代）049-251-2711</p> <p>○ 入間東部地区事務組合（消防）（代）049-261-6000</p> | | |